



2022-2032

吹田市文化政策ビジョン

第2次吹田市文化振興基本計画

目 次

はじめに	1
1 章 計画の概要	
1 計画の位置付け	5
2 文化の主体と市の役割	5
3 計画期間	6
4 文化政策の対象範囲	6
2 章 第1次吹田市文化振興基本計画の総括	
1 これまでの成果	9
2 今後の課題	11
3 章 基本的な考え方と施策の大綱	
1 基本的な考え方	15
2 施策の大綱	18
3 各施策の現状と今後	20
〈参考資料〉	
1 推進する主な取組	31
2 市民意識調査の結果と考察	41
1 吹田市文化芸術に関する市民意識調査	41
2 文化・芸術活動団体へのアンケート	47
文化芸術基本法	49
吹田市文化振興基本条例	58
吹田市文化振興審議会規則	63
吹田市文化振興審議会委員名簿・開催状況	65

はじめに

吹田市では、平成18年度（2006年度）に吹田市文化振興基本条例を施行し、平成20年度（2008年度）には第1次吹田市文化振興基本計画を策定し、文化・芸術の鑑賞や創作の場の提供をはじめ、大学等との連携、生涯学習や伝統文化の継承への支援等、様々な文化振興の取組を進めてきました。

平成29年度（2017年度）に改正・施行された文化芸術基本法は、文化・芸術の振興はもちろんのこと、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を基本法の範囲に取り込むとともに、文化・芸術により生み出される様々な価値を文化・芸術の継承、発展及び創造に活用しようとするものです。

また、国が平成29年度（2017年度）に策定した文化芸術推進基本計画（第1期）では、文化・芸術は多様な価値観を尊重し、他者との相互理解を深めることができる社会包摂¹の機能を有していることが示されました。

このように文化・芸術の概念が変化する中で、地球規模の気候変動や新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大、超少子高齢化による大きな人口動態の変化は、文化・芸術活動や文化的交流に大きな影響を与え、文化・芸術の持つ重要性を再認識するきっかけとなりました。

文化・芸術は、人間が生きていく上で欠かせないものです。そして、豊かなコミュニティを形成する土台となるもので、様々な困難があっても共に生きていく力や地域社会の連帯感を育み、魅力ある地域の活力を生み出すために必要不可欠なものです。社会状況や市民ニーズの変化に対応し、持続可能性と多様性を備えた文化施策を展開していくため、吹田市文化政策ビジョン—第2次吹田市文化振興基本計画—を策定するものです。

¹社会的に弱い立場にある人々をも含め市民一人ひとり、排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、社会（地域社会）の一員として取り込み、支え合う考え方のこと。



吹田市文化会館（メイシアター）



吹田市文化会館（メイシアター） 大ホール舞台



吹田市文化会館（メイシアター） オブジェ

1章 計画の概要



吹田市歴史文化まちづくりセンター（浜屋敷）



吹田市歴史文化まちづくりセンター（浜屋敷） ジャンボ将棋



吹田市歴史文化まちづくりセンター（浜屋敷） こいのぼり

1 計画の位置付け

本計画は、平成21年度（2009年度）から令和3年度（2021年度）までを計画期間とする第1次吹田市文化振興基本計画を引継ぎ、文化施策を総合的かつ計画的に推進していくための指針となるものです。

本計画は、平成18年（2006年）4月に施行した吹田市文化振興基本条例に定める文化・芸術の振興についての基本理念や基本的施策のほか、平成29年（2017年）6月に改正された文化芸術基本法、平成30年（2018年）6月に施行された障害者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえた計画とします。

また、第4次吹田市総合計画の大綱7政策2「文化・スポーツに親しめるまちづくり」に沿って、これを補完し具体化するものとし、関連する施策や個別計画と有機的な連携を図ります。

2 文化の主体と市の役割

文化の主体は市民です。本計画での市民は、本市に居住し、通勤し、通学している人だけでなく、本市に集う全ての人を指します。

そして、市は市民及び事業者と協力して、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する役割を果たす必要があります。本計画の推進に当たっては、関係する部署と連携し、様々な政策分野における文化・芸術に関する施策を横断的に実施します。また、文化振興審議会に重要な施策についての意見を聴取し、文化・芸術に関する政策を総合的かつ計画的に推進します。

実施した事業の成果や進捗状況は、行政評価により把握・分析し、その評価結果を実施計画の策定にいかすことで、取組の改善や成果の向上を図ります。また、計画策定から3年目に政策の進捗を文化振興審議会において確認し、必要に応じて施策の検討を行います。6年目にも審議会において政策の進捗状況を確認するとともに、次期の計画に向けた方向性を検討します。

3 計画期間

吹田市文化政策ビジョン―第2次吹田市文化振興基本計画―の計画期間は、令和4年度（2022年度）から令和13年度（2031年度）までの10年間とし、必要に応じて見直しを行います。

4 文化政策の対象範囲

文化の定義については、非常に広範であるため、本計画においては、文化政策の対象を文化芸術基本法（平成29年（2017年）改正）において示されている活動分野を参考に、以下のとおりとします。

芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踏、パフォーマンス、インスタレーション、その他の芸術
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能・芸能	伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、その他の我が国古来の伝統的な芸能） 芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能）
生活文化・国民娯楽・出版物等	生活文化（茶道・華道、書道、食文化その他の生活に係る文化）、国民娯楽（囲碁、将棋、その他の国民的娯楽）、出版物及びレコード、コンパクトディスクをはじめとする音楽・映像媒体等
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
景観	丘陵、河川、池沼、まちなみ、公園、市内緑化等
生涯学習	人々が生涯に行うあらゆる学習
多文化共生、国際交流	多文化交流イベント、日本語教室の開催、ボランティア活動支援、留学生との交流等

2章 第1次吹田市文化振興基本計画の総括



重要文化財 旧西尾家住宅



吹田市指定有形文化財 旧中西家住宅

1 これまでの成果

平成21年度（2009年度）からの第1次吹田市文化振興基本計画に掲げている施策・事業について、「活性化」、「育成」、「交流」、「伝承」、「景観」の5つのキーワード別に、これまでの成果を検証しました。

1 「活性化」

全ての市民が、文化に触れ、文化・芸術活動に参加する機会の充実を目標に、文化・芸術活動の活性化を図りました。

- ・「市民劇場」に市民参加枠を設ける等、創造性がいかされた体験型の取組を実施
- ・「市民文化祭」や「公募吹田市美術展覧会」に、文化・芸術活動団体以外の一般市民の参加を促進
- ・吹田歴史文化まちづくりセンター（浜屋敷）で、旧吹田町地域を中心とした歴史資料の展示解説を実施
- ・地域の文化の拠点として、南山田市民ギャラリーや地域市民ギャラリー等、既存施設で作品の展示等を実施
- ・吹田市立博物館における合併前の1村5町の生活文化遺産の常設展示や、歴史遺産、自然資料等の展示
- ・今後も長期的、安定的に吹田市文化会館（メイシアター）を利用できるよう、改修工事を実施

2 「育成」

市民主体の多様な文化・芸術活動の促進のため、市民と市が連携・協力し、明日の文化を担う人材の育成に努めました。

- ・市民協働学習センター（平成30年度（2018年度）まで）で、市民と協働で市政や地域貢献活動に関する講座を開講
- ・「まちづくり市民塾」で、文化・芸術、子供の健全育成、健康医療等、多様な分野の市民活動を支援（平成23年度（2011年度）まで、現在もOB団体が活動を継続中）
- ・生涯学習市民大学で、市内大学との連携・協力による専門的な講座の開講等、市民の学習機会を充実

3 「交流」

多様な文化や歴史への理解を深める取組を実施し、情報、人材等交流機会の創出を図り、多文化共生を進める取組を促進しました。

- ・市内大学で市民向け講座の開催、大学図書館の市民への開放等を実施
- ・各大学と連携推進協議会を開催し、意見交換や情報共有を実施
- ・協定を締結している国内6市町や海外2市を中心に交流事業を実施
- ・平成29年（2017年）10月に「吹田市多文化共生推進指針」を策定
- ・外国に文化的ルーツを持つ人等²を対象にしたコミュニケーション支援や情報の提供

4 「伝承」

吹田の文化財や伝統芸能を伝承し、未来の吹田の魅力を高める取組を進めました。

- ・旧西尾家住宅（吹田文化創造交流館）及び旧中西家住宅（吹田吉志部文人墨客迎賓館）の公開や保存修理の継続
- ・吹田歴史文化まちづくりセンター（浜屋敷）で、季節行事の伝承、能、浄瑠璃、落語等の伝統芸能に触れる機会を提供
- ・市ホームページや冊子で、市内文化財の説明、歴史散歩モデルコース等を発信
- ・ボランティアの「吹田まち案内人」による歴史的建造物や神社、寺院、遺跡のガイドを実施

5 「景観」

文化・自然・歴史に配慮した、次代に誇れる美しいまちの形成や保全のための事業を実施しました。

- ・一定規模以上の建築物等に対して、景観アドバイザー会議等を活用しながら良好な景観形成に向けた指導、誘導
- ・「吹田の景観展」や市民との「まちづくり座談会」等による普及啓発
- ・「内本町・南高浜町周辺のまちなみガイドライン」の作成
- ・古木、大木等長い年月を経て育まれてきた緑の持つ風格ある景観形成への支援
- ・「緑あふれる未来サポーター」、「みどりの協定」等、市民と協働した緑の保全活動

² 本計画では、本市の住民基本台帳に日本以外の国籍で登録している市民に加え、日本国籍であっても国際結婚により生まれた子や海外からの帰国者等で、アイデンティティを異なる文化に持つ市民のことをいいます。

2 今後の課題

第1次吹田市文化振興基本計画の計画期間中に、情報発信やコミュニケーション手段の多様化、グローバル化、少子高齢化の進行、労働構造の変化等、文化・芸術をめぐる状況に様々な変化がありました。特に、情報通信技術が急速に進展したことにより、場所や時間に捉われずに文化・芸術に親しむことができるようになりました。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、人が集まったり、外出したりすることが制限されたことで、音楽や演劇、演芸を含む文化・芸術活動や市民の文化的交流は大きな影響を受けました。

このような状況下において、既存施設での作品展示、企画展の実施等により、身近な場所で文化・芸術に触れる機会を創出してきました。

今後、情勢の変化があっても継続して文化施策を推進していくためには、施設での文化・芸術活動だけではなく、ICTを活用した取組等、街中のあらゆる場所での文化・芸術活動の取組についても検討する必要があります。

計画当初に想定していた新たな拠点施設の建設は行いませんでしたが、令和元年度（2019年度）から令和2年度（2020年度）にかけて吹田市文化会館（メイシアター）で大規模な改修工事を行い、ホールや音響設備などを更新し長寿命化を図りました。今後、既存の文化施設についても、文化・芸術の創作活動、鑑賞活動を支えていくために必要な改修等を実施します。

そして、3章で詳しく述べるように、気候変動や災害、人口動態、社会包摂・共生社会、文化の多様性と表現の自由の保証などへの対応も、今後の課題となります。



市民文化祭 盆栽



市民文化祭 日本舞踊



市民文化祭 拓本

3章 基本的な考え方と施策の大綱



多文化まつり 交流コーナー



多文化まつり 外国語の絵本の読み聞かせ

1 基本的な考え方

文化・芸術の社会包摂

平成29年度（2017年度）に国が策定した文化芸術推進基本計画（第1期）や平成30年（2018年）6月に施行した障害者による文化芸術活動の推進に関する法律では、障がい者、高齢者、子供、外国に文化的ルーツを持つ人等、全ての世代の多様な人が文化・芸術活動の場において尊重され、互いに理解しあうという、「文化・芸術による社会包摂」という考え方が提唱されています。

文化・芸術は、新たな価値を社会に生み出すとともに、多様性の尊重や他者との相互理解を醸成します。言い換えれば、文化・芸術には、その社会包摂の機能を通して共生社会の実現に資する力があります。このような文化・芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、いかなる場合においても文化・芸術の場が失われることのないようにする必要があります。

生きる喜びと文化・芸術

令和元年（2019年）から始まった世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会全体に不安や閉塞感が広がり、人々の心の拠り所となるべき文化・芸術活動が大幅に制限されました。これらの経験を通じて、文化・芸術が人間の生きる喜びに大きく関与していることが改めて浮き彫りになりました。

情報通信技術の進展と文化・芸術

情報通信技術の進展は、文化・芸術のあり方についても大きな変革をもたらしました。新しい技術を用いた文化・芸術が生み出されるとともに、これまで触れる機会が少なかった分野の文化・芸術に容易に接することができるようになりました。その一方で、インターネット上の不正確な情報により判断が妨げられること、また、心身や人と人との関係性に及ぼす弊害など、様々な問題も指摘されています。

文化・芸術を五感を通じて体験し、人と人との連帯感を醸成することにより、物事を主体的に判断できる力を育むことの重要性を改めて認識し、次世代に引き継いでいく必要があります。

社会の変化と文化・芸術

超少子高齢化により人口動態の大きな変化が想定される中で、本市においても従来とは異なる文化的背景を持った住民や勤労者の増加が予想されます。その点でも、社会包摂と共生社会の推進が文化政策には求められます。

そして、これからの文化政策は、地球規模の気候変動とも無縁ではありません。急激な地球温暖化と、それに起因すると考えられる自然災害の増加は、貧困や紛争と同様に、文化・芸術とその活動の保護・育成にとっても障害となります。今後の文化政策には、市内の文化・芸術そのものの振興だけでなく、次世代や自然環境との共生にも配慮すべく、いわば「世界市民」、「地球市民」として、未来の社会と世界に目を向ける視野の広さが求められます。

文化・芸術に関する政策推進ビジョン

文化・芸術をとりまく状況や社会の変化に対応するとともに、今後起こりうるいかなる困難からも文化的な営みを守り、全ての人々が尊重され文化・芸術を享受する権利を保障するという強い決意のもと、文化・芸術に触れる機会を「ひろげ」、人材を育てて未来へ文化を「つなぎ」、相互理解のために文化の力を「いかす」ことを大きな柱とし、これからの文化施策を推進していきます。

そして、全ての人々が文化形成の主体となり、芸術表現の当事者となることで、市民社会づくりと社会課題の解決に参画できる文化的民主主義³の実現を目指します。

³ 市民が文化・芸術とその活動を通じて多様な経験をし、交流や相互の意見交換をすることにより、文化・芸術以外の事柄に関しても自己決定能力が養われること



メイシアター公演 SHOW 劇場 卒塔婆小町 © 堀川高志



市民劇場 バレエ © 古都栄二 (テス大阪)



市民劇場 バレエ © 古都栄二 (テス大阪)

2 施策の大綱

I 文化をすべての人に——ひろげる

一人ひとりの自主性や創造性を尊重し、誰もが様々なライフステージで、文化・芸術に親しむことができるまちを目指します。また、多様な価値観を尊重し、新たな文化・芸術の創造につながるまちを目指します。

- 1 文化・芸術を享受する権利の保障 いつでも誰でもどんなときも
- 2 鑑賞と創造と発表の機会の充実 さらに魅力を求めて
- 3 情報発信と関心が深まる環境づくり より多くの接点を

II 文化を未来へ——つなぐ

文化・芸術を支える人が育つ環境を整え、文化・芸術が持つ創造性を大切にします。また、伝統文化や無形・有形文化財をはじめ、地域に息づく文化を「守り」、「活用」し次世代に引き継ぎます。

- 1 文化・芸術を支える人材の育成 文化・芸術の担い手や支え手への育ち
- 2 次世代への機会の提供 未来へのかけはし
- 3 伝統と歴史の継承 古くからの文化を次世代へ

Ⅲ 文化がまちを耕す——いかす

「福祉」、「教育」、「多文化共生」、「コミュニティ」、「まちづくり」等様々な分野で文化をいかすことにより、人を元気にし、一人ひとりが豊かさを実感できる、持続的に発展するまちを目指します。

- 1 地域コミュニティの活性化 文化・芸術活動による地域のきずな
- 2 多様性を認め合える土壌づくり 豊かなまなびへの取組
- 3 地域特性をいかした魅力あるまちづくり 文化が育むまちへ

3 各施策の現状と今後

施策 I-1 文化・芸術を享受する権利の保障

――いつでも誰でもどんなときも――

◆ 現 状

全ての人には生まれながらにして文化・芸術を創造し享受する権利があります。

文化・芸術活動や学習活動を、いつでも始めることができるよう、参加や情報収集等に制約がある人を含む全ての人に対して、きっかけづくりや活動に対する支援を継続し、自主的な活動ができる環境の充実を図ることが必要です。

また、障がい者、高齢者、子供、外国に文化的ルーツを持つ人等が、多様性を尊重されつつ文化・芸術活動を行うことができ、相互に認め合える場の創出が求められています。

◆ 今 後

- (1) 文化・芸術活動に関する物・情報・時間・心の障壁の解消に努め、障がい者、高齢者、子供、外国に文化的ルーツを持つ人等、誰もが文化・芸術に触れ親しめる環境づくりを推進します。
- (2) 熟練度に関わりなく、いつでも気軽に始めやすい学びや文化・芸術活動の場の提供を行います。
- (3) 福祉分野と連携し、障がい者等の創作活動や成果発表への参加機会の充実を目指します。
- (4) 外国の文化を知り、交流を通じて相互に理解を深める機会づくりへの継続的な支援を行い、外国に文化的ルーツを持つ人等の地域での共生を推進します。

施策 I-2 鑑賞と創造と発表の機会の充実

――さらなる魅力を求めて――

◆ 現 状

文化・芸術に親しむ環境をより充実させるためには、魅力的で多様な鑑賞や創作、発表等の活動の機会を提供することが大切です。

吹田市文化会館（メイシアター）は鑑賞や発表の場となるほか、文化交流の場にもなっており、文化振興の拠点です。吹田歴史文化まちづくりセンター（浜屋敷）のほか、生涯学習やコミュニティ関連の施設は、文化・芸術活動の場としても活用されています。また、施設の相互連携による公共空間の活用や、民間施設との連携により、文化・芸術活動の場の充実を図っています。

また、これらの施設では、市の事業として鑑賞の機会の充実、創作活動や発表の機会の創出、文化・芸術活動への支援を行っています。より魅力的な機会を創出するためには、市民のニーズを的確に把握しつつ、多様な事業展開を行っていく必要があります。

◆ 今 後

- (1) 多くの市民が参加したいと思うものに出会えるよう、ジャンルや熟練度別など多様な鑑賞や発表の機会を創出します。
- (2) 誰もが参加しやすい環境を提供するため、ICTを活用するなどして時間や場所に捉われない多様な機会を創出します。
- (3) 市民の主体的な文化・芸術活動を支援することにより、多様な催しや活動の場の創出を目指します。
- (4) 文化施設等の維持保全を計画的に行い、鑑賞や発表の場を安定的に提供します。
- (5) 市内各施設の連携、協力関係を強化し、共有スペース等も含めた施設の有効活用を図ります。

施策 I-3 情報発信と関心が深まる環境づくり

――より多くの接点を――

◆ 現 状

市民意識調査によると、文化・芸術に関わるイベント情報があまり知られておらず、情報提供が不十分だという実態が伺えます。

文化・芸術活動への参加や文化資源の活用のきっかけとなる多彩な情報を発信することが大切です。そのためには、発信する情報の充実や、効果的な情報発信に努めることが必要です。

また、文化・芸術活動に参加する市民の裾野を広げるために、市民が時間や場所に捉われず、気軽に文化・芸術に触れ、親しめる環境づくりを進めることが大切です。

◆ 今 後

- (1) 幅広い市民に情報が届くように、市報すいた、チラシ、ポスター、Web、SNS など情報発信の媒体の多様化を図るとともに、レイアウト、情報提供場所の工夫により、知りたい情報に容易にたどりつけるよう、わかりやすい表現や内容にします。
- (2) 時間、空間に関わりなく文化に触れ親しむ環境づくりのため、ICTを活用した動画配信などを促進します。
- (3) 文化施設以外の場所で文化・芸術のイベントや展示を実施するなど、日常生活の中でなにげなく文化・芸術に触れ、気軽に楽しめる機会を充実させます。
- (4) 初心者向けの講座や、交流・体験活動型のワークショップなど、文化・芸術に触れる取組を充実させます。

施策Ⅱ-1 文化・芸術を支える人材の育成

——文化・芸術の担い手や支え手への育ち——

◆ 現 状

文化・芸術の実演を行うアーティストや文化・芸術活動における指導者などの人材は、文化の伝承、創造、発展に欠かせません。実践や経験の機会を継続的に設けることにより、こうした人材を育成する必要があります。

また、世代や分野を超えた人的交流の機会を設けることで、ネットワークの形成を促進し、幅広い視野を持った人材を育成することが大切です。

◆ 今 後

- (1) 文化・芸術の鑑賞、発表等の事業の中で、世代間の交流や創作活動の体験等、文化・芸術の担い手の育成を意識した取組を行います。
- (2) 芸術性の高い鑑賞機会や、積極的に活動し成果を上げている人との交流等、文化・芸術に触れる機会の充実を目指します。
- (3) 将来のアーティストを育てる取組として、コンクール形式の事業等の充実を目指します。
- (4) 文化・芸術活動への参加・創作意欲を高め、アーティストや指導者への育ちを促進するために、市民参加型の取組の充実を目指します。
- (5) 文化・芸術の拠点施設における事業のプロデュースをはじめ、文化・芸術と人を結び付けるアートマネジメント⁴などの専門能力を有する人材の確保と育成を行います。

⁴ 文化・芸術の創り手と受け手をつなぐ役割を担い、公演や作品等の企画・運営、広報等、マネジメント業務を広く行うもの

施策Ⅱ-2 次世代への機会の提供 ——未来へのかけはし——

◆ 現 状

文化・芸術を継続的に振興していくためには、次世代の人材の育成が重要です。

幼少期から青少年期にかけて文化・芸術に親しみ、感動や喜びを感じることは豊かな人間性を育むだけでなく、文化・芸術の担い手への成長も期待できます。

鑑賞や体験の機会を持続的に提供し、子供たちが文化・芸術を身近に感じ、自ら文化・芸術活動を実践できる環境を整えることによって、次世代の文化・芸術の担い手を育成していく必要があります。

◆ 今 後

- (1) 学校生活における文化・芸術を鑑賞、体験できる機会の充実を目指します。
- (2) 文化・芸術活動団体や関係機関との連携を図り、演者が子供達の参加しやすい場所へ出向く等、文化に触れ親しむことができる機会の充実を目指します。
- (3) 子供向けの文化行事の充実のため、文化・芸術に触れる機会や子連れで参加できる文化行事の充実を目指します。
- (4) 文化・芸術活動を通じた青少年の育成のため、成果発表の場の創出や演劇ワークショップによるコミュニケーションスキルの向上等、青少年の成長に資する取組を行います。

施策Ⅱ-3 伝統と歴史の継承 ——古くからの文化を次世代へ——

◆ 現 状

伝統文化、地域のまつり等の行事や風習は、地域の特色として、ふるさとへの愛着や誇りを育てる基礎となるものです。伝統文化を将来にわたって継承するためには、活動を担う後継者を育てていくことが不可欠です。そして、古くから伝わる生活文化や歴史を次世代に引き継ぐことも大切であり、そのためには市民に広く知ってもらうための普及啓発を継続していく必要があります。

また、文化財は、長い歴史の中で、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産で、地域の歴史をひもとくのに欠かせないものです。文化財を後世に引き継ぐための取組が重要です。

◆ 今 後

- (1) 伝統文化に触れ親しむ取組への支援を継続します。
- (2) 地域の魅力の向上のため、本市固有の行事や風習の学習機会の充実を図り、積極的に情報を発信します。
- (3) 伝統文化の指導者相互の交流機会や、子供たちが伝統文化に触れる機会の創出を目指します。
- (4) 市民が文化財の保存や活用についての理解を深められるよう啓発するとともに、文化財を保護するため、指定文化財等の所有者への支援を継続して実施します。

施策Ⅲ-1 地域コミュニティの活性化

——文化・芸術活動による地域のきずな——

◆ 現 状

高齢化の進行による介護の必要性の増加や、近年増大する災害への備えなど、コミュニティにおける人と人とのきずなの重要性は年々増してきています。

文化・芸術を共に楽しむ中で、人と人がつながり連帯感を育むことができます。また、文化・芸術活動から交流が生まれ、年齢や障がいの有無に関わりなく互いに理解し、助け合う関係性を育んでいくことも期待されます。

文化・芸術活動を通じたコミュニティの活性化には、文化・芸術活動や生涯学習活動への継続的な支援とともに、活動場所、人材、活動団体などの関連情報を共有し、有効に活用できるような仕組みが必要です。

◆ 今 後

- (1) 市民主体の文化・芸術活動や生涯学習活動を継続的に支援します。
- (2) 地域の文化・芸術活動等に関わる情報共有の充実を目指します。
- (3) 文化・芸術活動を通じた交流の場づくりなど地域活動につながる取組を実施します。
- (4) 文化による人と人のつながりを広げることによって職場・学校・自宅等以外の居場所を創出します。
- (5) 啓発イベント等への市民の参加を促すため、イベント等において文化・芸術プログラムを実施し、地域課題の共有と解決を図ります。

施策Ⅲ-2 多様性を認め合える土壌づくり

——豊かなまなびへの取組——

◆ 現 状

本市では、これまでも文化・芸術活動を通じて、障がい者、高齢者、外国に文化的ルーツを持つ人等も含む多様な人々が、相互理解を深め、多様性を尊重する土壌づくりを進めてきました。

今後も、福祉、教育、国際交流、コミュニティ、まちづくりなどの様々な分野の事業において、音楽や演劇、美術などを通じて人々が共に集い、互いを理解し尊重する、社会包摂につながる文化・芸術活動の場を充実させていく必要があります。

◆ 今 後

- (1) 市民文化祭等の事業において、障がい者、外国に文化的ルーツを持つ人等が参加しやすく、相互理解につながる事業を実施します。
- (2) 市民参加型の演劇等の事業において、障がい者等がそのまま参加できる脚本や配役にするなど、多様性をいかした企画を実施します。
- (3) 文化施設以外の公共空間も活用し、障がい者等の作品展示を積極的に行い、相互理解を促進します。
- (4) 文化・芸術の持つ表現力や発信力をいかし、多様性の尊重について啓発を行います。

施策Ⅲ-3 地域特性をいかした魅力あるまちづくり

——文化が育むまちへ——

◆ 現 状

歴史ある建物や自然環境等の景観、まちを舞台として展開されるまつりやイベントなどの活動は文化的地域特性となり、まちへの誇りや愛着を醸成します。

本市では、良好な都市景観の形成や、快適に暮らせるまちづくりを進め、市民や事業者と共に地域の活性化や魅力発信を行ってきました。

地域特性をいかしたまちづくりを推進するためには、地域らしさと潤いある景観の形成に努めるとともに、市民、事業者、行政が協働し、継続的に地域の魅力の発信をしていくことが必要です。

◆ 今 後

- (1) ふるさと意識の醸成や文化・芸術に取り組む意欲につながるような吹田市ゆかりのアーティストによる文化行事の充実を目指します。
- (2) 地域の特色をいかしたイベント等を実施します。
- (3) 地域に息づく歴史や文化に配慮し、地域特性をいかした景観形成に向けた啓発を進めます。
- (4) 自然や生活文化、歴史など、多様な視点による文化的地域特性をいかしたまちづくりを推進します。

參考資料



吹田市文化会館（メイシアター） 中ホール



吹田市文化会館（メイシアター） 大ホール客席

1 推進する主な取組

I 文化をすべての人に——ひろげる——

1 文化・芸術を享受する権利の保障 いつでも誰でもどんなときも

担当室課	大綱施策	事業名	取組内容	その他関連大綱施策
中央図書館	I-1(1)	文字情報の取得に配慮が必要な人への読書サービス	録音図書や点字図書、マルチメディアデージーなどの貸出や対面朗読のサービスを実施。	Ⅲ-2
障がい福祉室	I-1(1)	手話通訳	障がいのある人が社会参加しやすい環境づくりの一環で、手話通訳者の派遣や手話講習会を実施。	Ⅲ-2
高齢福祉室	I-1 (1)(2)	いきがい教室	高齢者の生きがいを高め、仲間づくりを目的として、初歩的な趣味の教室を開催。	Ⅲ-1 Ⅲ-2
総合福祉会館	I-1 (1)(2)(3)	障がい者に対する各種教室	障がい者の自立と社会参加の促進や生きがいを高めることを目的として、陶芸、七宝焼、料理、体操、音楽などの教室を開催。	Ⅲ-1 Ⅲ-2
まなびの支援課	I-1 (1)(2)(3)	聴言障がい者教養講座 視覚障がい者活動講座	視覚障がいや聴覚言語障がいのある人を対象にダンスや生け花、吹田の歴史などの教養講座を開催。	Ⅲ-1 Ⅲ-2
文化スポーツ推進室	I-1 (1)(4)	多文化共生推進イベント等の支援	多文化理解を深め、多文化共生社会の表現を目指し、(公財)吹田市国際交流協会が行う「多文化まつり」等、様々なイベントを支援。外国に文化的ルーツを持つ人等に各種講座やイベントを実施。	Ⅲ-2
中央図書館	I-1(2)	図書館資料の収集・保存・活用	教養、文化、調査研究等に役立つ図書、雑誌等をはじめ、地域の文化に関する情報も含めて幅広く収集し、貸出サービス等を実施。レファレンス・読書相談などの学習支援を実施。	I-3
文化スポーツ推進室	I-1(4)	国際都市交流	国外の友好交流都市のスリランカ・モラトワ市やオーストラリア・カンタベリバンクスタウン市との交流。	Ⅲ-2

I 文化をすべての人に——ひろげる——

2 鑑賞と創造と発表の機会の充実 さらなる魅力を求めて

担当室課	大綱施策	事業名	取組内容	その他関連大綱施策
文化スポーツ推進室	I-2(1)	市民劇場 (鑑賞型事業)	様々なジャンルの芸術を低廉な価格で鑑賞する機会の提供。	II-1
シティプロモーション推進室	I-2(1)(2)	すいたフェスタ	市民参加による市民相互の連携強化、未来を担う青少年の育成、市内商工業の発展、市への愛着と誇りの醸成を目的とし、多世代が楽しめる魅力的な企画を実施。	II-2 III-1 III-2
文化スポーツ推進室	I-2(1)(3)	吹田市公募美術展覧会	日本画、洋画、彫塑、工芸、書、写真、グラフィックデザインの各部門で、美術の鑑賞と創作発表の場として、吹田市公募美術展覧会を開催。	-
文化スポーツ推進室	I-2(1)(3)	市民文化祭	市民が様々なジャンルの文化・芸術活動の成果を発表する場として毎年開催。	II-3 III-2
文化スポーツ推進室	I-2(2)(4)(5)	吹田市文化会館（メイシアター）の活用	文化・芸術活動の拠点施設として、良質な文化・芸術の鑑賞や発表の機会と場を提供。文化・芸術に関わる企画制作や演出等の相談支援をはじめとした市民の文化・芸術活動に対する中間支援機能の充実を図る。	I-3 II-2 III-1 III-2
まなびの支援課	I-2(3)	生涯学習吹田市民大学	市民の生涯学習活動を支援することを目的として、大学連携講座のほか、社会情勢や現代的課題について学ぶ特別講座を開催。	-
文化スポーツ推進室	I-2(3)	国内都市交流	異なる文化や環境に触れ、自らの地域の魅力を再発見するため、友好交流都市の6市町村との間の市民相互の交流機会を提供。	III-2
文化財保護課	I-2(4)	文化財の公開展示	地域の文化に関する歴史資料等の情報を展示することで市民の生涯学習活動を支援する。	II-3
文化スポーツ推進室	I-2(4)(5)	市民ギャラリーの運営	常設の市民ギャラリーにおいて、発表と鑑賞の機会を提供。	-
文化スポーツ推進室	I-2(4)(5)	吹田歴史文化まちづくりセンター（浜屋敷）の貸室業務	日本家屋の特長をいかした文化・芸術活動の場と自発的な学びの機会を提供。	-

I 文化をすべての人に——ひろげる——

3 情報発信と関心が深まる環境づくり より多くの接点を

担当室課	大綱施策	事業名	取組内容	その他関連大綱施策
各事業担当室課	I-3(1)	市報すいたによる情報発信	市の事業や行事の紹介など、市民への周知事項をまとめた広報紙により文化情報を提供。	-
文化財保護課	I-3(1)(2)	バーチャルミュージアム	博物館に直接行かなくても、いつでもどこでも展示内容がわかるバーチャルミュージアムによる展示を提供。	I-2
各事業担当室課	I-3(1)(2)	ホームページやSNS等による情報発信	市の事業や行事の紹介など、市民への周知事項をまとめた吹田市ホームページやSNS等により文化情報を提供。	-
まなびの支援課	I-3(1)(2)	生涯学習情報の提供	講座やイベント、施設、人材、活動団体など文化・芸術活動に役立つ情報をはじめとした様々な生涯学習情報を発信。	-
文化スポーツ推進室	I-3(3)	村居正之画伯の作品の展示	吹田市ゆかりの日本画家である村居画伯の作品を市庁舎や千里ニュータウンプラザ等の公共施設に展示。	I-1 I-2
文化スポーツ推進室ほか	I-3(3)	公共施設のロビーや公共空間を利用した作品展示やコンサート	発表と鑑賞の機会の提供及びなげなく文化に触れる鑑賞機会の提供を目的として、公共施設の共有空間、屋外の公共空間を活用した作品展示やコンサートを実施。	I-2
文化スポーツ推進室	I-3(4)	出張コンサート等	プロの演奏家の出張演奏会、中学校へのブラスクリニックや若手音楽家の小学校へ出張コンサート等、参加しやすい身近な場所に向いての取組を実施。	II-2

II 文化を未来へ——つなぐ——

1 文化・芸術を支える人材の育成 文化・芸術の担い手や支え手への育ち

担当室課	大綱施策	事業名	取組内容	その他関連大綱施策
まなびの支援課	II-1(1)	生涯学習人材バンク	学びたい人と教えたい人を結ぶかはしとして、登録者名簿冊子「吹田市生涯学習人材バンク（ひとの宝箱）」を発行。	I-3
文化スポーツ推進室	II-1(1)(2)(4)	市民劇場（育成型事業）	市内の大学との連携等により、市民が本格的な舞台公演に参加する機会を創出。	I-2
文化スポーツ推進室	II-1(2)	吹田市文化功労者表彰	文化・芸術活動の普及や市民の文化振興への意識の高揚を目的として、文化振興に功績のあった個人及び団体を表彰する。	I-2
文化スポーツ推進室	II-1(3)	ティーンズクラシックフェスティバル	若い才能の発掘による未来の人材の育成や、音楽を楽しむ場を共有することを目的としてクラシック音楽のコンクール等を行う。	I-2 II-2
文化スポーツ推進室	II-1(5)	アートマネジメントなどの人材育成	（公財）全国公立文化施設協会など関係機関との連携によるアートマネジメントなどの人材育成ができる環境づくりを推進。	-

II 文化を未来へ——つなぐ——

2 次世代への機会の提供 未来へのかけはし

担当室課	大綱施策	事業名	取組内容	その他関連大綱施策
学校教育室	II-2(1)	文化・芸術行事に関する教育活動への支援	連合音楽会や教育美術展など、創作・成果発表、鑑賞のプロセスで、情緒や個性、道徳的な心を育てることを目的とした取組を支援。	III-2
学校教育室	II-2(1)	中学校音楽祭など文化行事への支援	吹奏楽やギター・マンドリン等のクラブ活動の発表の場である音楽祭への支援を実施。	-
保育幼稚園室	II-2(2)(3)	保育所、幼稚園等での文化行事	人との関わりや遊びを通して自発性や自主性を育むことを目的として、人形劇などの文化行事を実施。	III-2
子育て政策室	II-2(3)	幼児の文化・芸術活動を通じた心の成長に関する取組	幼児の頃から感情を育て、心の成長を促す取組として、多くの幼稚園や児童センター等で、人形劇やリズムミックなどの文化・芸術活動に触れる機会を提供。	III-2
青少年室	II-2(3)	子供文化鑑賞事業	子供たちの豊かな情操を育むことを目的として、演劇等の鑑賞機会を提供。	III-2
子育て政策室	II-2(3)	児童会館・児童センターの文化行事	子供に健全な遊びを提供し、健康増進を図るとともに、豊かな情操を育むことを目的として、児童会館・児童センターで文化行事を実施。	III-2
青少年室	II-2(4)	ヤングフェスティバル事業	青少年の自発性、社会性を養うことを目的として、ロック、ポップス、ヒップホップダンス等の発表をする機会を提供。	II-1
青少年室	II-2(4)	吹田青少年野外コンサート事業	交流を通じた青少年の育成を目的として、青少年が吹奏楽やコーラス等の音楽活動を野外で発表する機会を提供。	II-1

II 文化を未来へ——つなぐ——

3 伝統と歴史の継承 古くからの文化を次世代へ

担当室課	大綱施策	事業名	取組内容	その他関連大綱施策
文化スポーツ推進室	II-3 (1)(2)	吹田歴史文化まちづくりセンターの伝統文化行事	伝統的な日本家屋において、古くから伝わる季節の行事などを体験する機会を提供。	I-2
文化スポーツ推進室	II-3 (1)(2)(3)	子供や親子の伝統文化体験	茶道、華道、和装、礼法などの伝統文化を子供や親子が体験する機会を提供。	I-2
文化財保護課	II-3(4)	旧西尾家住宅、旧中西家住宅の保存と活用	重要文化財の旧西尾家住宅や吹田市指定有形文化財の旧中西家住宅の歴史的な価値の高い建築物を保存し、市民へ見学の機会を提供するなど活用を図る。	III-3
文化財保護課	II-3(4)	文化財の収集と保存、調査研究	有形文化財等、市内に所在する文化財の現況や実態を調査し、学術的な評価や価値を把握するとともに、文化財の活用を検討し、次世代に継承する。	-

Ⅲ 文化がまちを耕す——いかに——

1 地域コミュニティの活性化 文化・芸術活動による地域のきずな

担当室課	大綱施策	事業名	取組内容	その他関連大綱施策
文化財保護課	Ⅲ-1(1)	博物館事業への市民参画	市民が集い、多様な体験をいかしながら博物館活動へ主体的に参加できることを目的とし、ボランティアをはじめとする博物館サポーターにより、学校教育や地域住民等との連携を深め市民生活を豊かで潤いのあるものにする。	-
まなびの支援課	Ⅲ-1(1)	生涯学習事業	現代課題に応じた講座を実施し、地域における課題の解決に関する気づきの機会を市民に提供。	Ⅲ-3
まなびの支援課	Ⅲ-1 (1)(2)(3)(4)	公民館運営事業	仲間づくりや交流につながるような、共に楽しめる講座や文化教室などの実施や、地域住民の自発的な学びの機会と身近な学習の場を提供。また、日頃の公民館活動の成果を発表する文化祭を開催。	I-2
市民自治推進室	Ⅲ-1 (1)(2)(3)(4)	コミュニティ施設の取組	施設を利用した文化・芸術活動等を通じて、地域に仲間ができ、コミュニティの活性化に寄与。また、ロビー等共有スペースを活用したコンサートや作品展示など、楽しめる催しを実施し、市民相互の交流機会を提供。	I-2
地域経済振興室	Ⅲ-1(3)	吹田産業フェア	地元産業を紹介し、市民生活との関りについて認識を深め、市内産業の振興につながる吹田市産業フェアにおいて、文化的要素を取り入れたイベントを実施。	I-3
文化スポーツ推進室	Ⅲ-1(3)	吹田歴史文化まちづくりセンター(浜屋敷)の地域イベント	地域の歴史と文化を学ぶ講座やイベントなどの機会を提供。	Ⅲ-3
危機管理室	Ⅲ-1(5)	安心安全都市づくり市民会議	市民、事業者と一体となって安心安全のまちづくりを推進する活動を喚起する安心安全都市づくり市民会議の中でのコンサートなどイベントの実施。	-
総務予防室	Ⅲ-1(5)	消防音楽隊	演奏活動を通じて、市民に対して火災予防等を啓発。	-

Ⅲ 文化がまちを耕す——いかにす——

2 多様性を認め合える土壌づくり 豊かなまなびへの取組

担当室課	大綱施策	事業名	取組内容	その他関連大綱施策
文化スポーツ推進室	Ⅲ-2(1)	多文化共生の推進	外国に文化的ルーツを持つ人等が地域で生活していく上での支援や、相互理解のための交流機会づくりを支援。	I-1
障がい福祉室	Ⅲ-2(1)(3)	障がい者週間の催し	市民の障がいへの理解を深めることを目的として、障がい者作業所の作品展示、活動の場の紹介やシンポジウムを実施。	I-1
文化スポーツ推進室	Ⅲ-2(2)	市民劇場(育成型事業)	障がい者などが、舞台公演に出演する機会を提供。	-
教育未来創生室	Ⅲ-2(4)	子どもたちの人権芸術展	人権意識を育む機会として、演劇、合唱、合奏などを通じ人権や平和の大切さを発信する子どもたちの人権芸術展を開催。	Ⅱ-2
教育未来創生室	Ⅲ-2(4)	じんけん作品展	じんけん作品の募集を通して、子供たち一人ひとりが「人権」について主体的に考える機会を設け、作品展や作品集の作成・配布を通して、広く市民に向けて人権啓発を実施。	Ⅱ-2
人権政策室ほか	Ⅲ-2(4)	市民平和のつどい	平和意識の高揚を図るため、非核平和資料展、コンサート、映画会など文化・芸術を通じた啓発の取組を実施。	-
環境政策室	Ⅲ-2(4)	環境啓発事業	環境に配慮したライフスタイルの確立や、より良い環境づくりに向けて環境教育、学習の場としてイベントを実施。持続可能な社会の実現を目指す価値観の醸成を図る。	Ⅲ-3

Ⅲ 文化がまちを耕す——いかにす——

3 地域特性をいかした魅力あるまちづくり 文化が育むまちへ

担当室課	大綱施策	事業名	取組内容	その他関連大綱施策
文化スポーツ推進室	Ⅲ-3(1)	市民劇場 (育成型事業)	吹田市ゆかりのアーティストによる演奏の場の提供。	-
地域経済振興室	Ⅲ-3(2)	農業振興事業	市民農園の開設支援や、水稲やさつまいも等の作付から収穫までを体験する事業を実施。児童の田植え、稲刈り体験による農業への理解と食育の啓発活動を推進。	-
文化スポーツ推進室	Ⅲ-3(2)	ホームタウン推進事業	吹田市に本拠地を置くガンバ大阪を市が率先して応援。また、ガンバ大阪を応援する団体との連携を深め、スポーツ文化の振興や地域の活性化を図る。	-
地域経済振興室	Ⅲ-3(2)	市内商工業団体等への支援	市内商工業団体等による地域との交流や活性化のためのイベント等に対し、補助金交付による支援を実施。	-
都市計画室	Ⅲ-3(3)	景観まちづくりの推進	次代に誇れる快適な都市景観を創造することを目的として、地域らしさと潤いのある景観のまちづくりに関する取組を推進。	-
公園みどり室	Ⅲ-3(3)(4)	樹木等保護	規則で定める基準に該当する樹木または樹林のうち、歴史や文化を感じさせるような古木等の、特に保護する必要があると認めるものを保護樹木または保護樹林として指定する。	Ⅱ-3
計画調整室	Ⅲ-3(4)	千里ニュータウンのまちづくり推進	千里ニュータウン情報館において、千里ニュータウンのまちづくりの歴史及び住民の生活文化を展示し、地域情報を発信することで、住民相互の連携によるまちづくりを推進する。	Ⅱ-3
公園みどり室	Ⅲ-3(4)	緑あふれる未来サポーター	市民と協働で公園及び緑地の除草・清掃、花壇管理・水やり、竹林管理などの環境保持、景観の維持を行い、にぎわいのある公園づくりを進める。	-



ロビーコンサート 市役所本庁舎



吹田市歴史文化まちづくりセンター（浜屋敷） 七草がゆ

2 市民意識調査の結果と考察

1 吹田市文化芸術に関する市民意識調査 令和元年度（2019年度）実施

(1) 調査概要

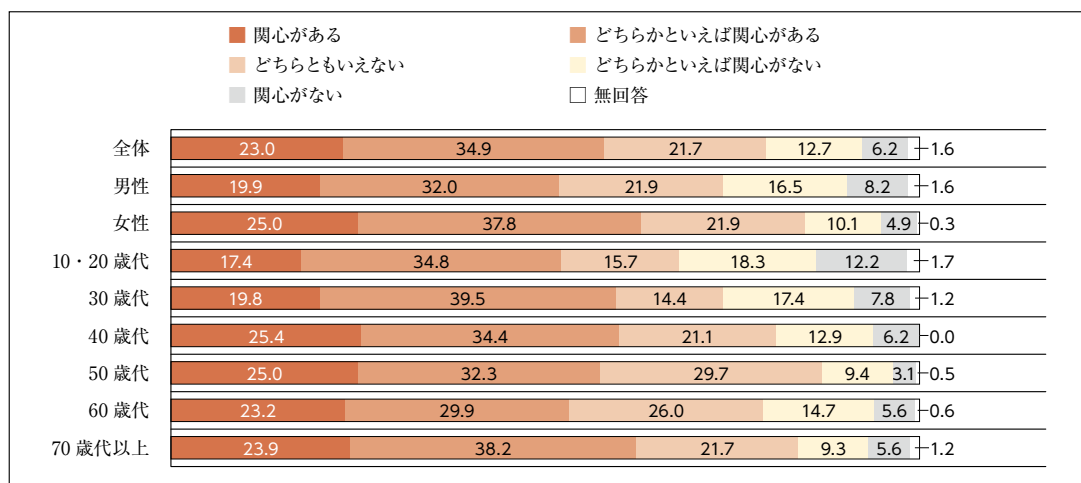
- ・ 目的 第2次吹田市文化振興基本計画の策定にあたり、市民の文化芸術に関する状況や意識を把握し、計画策定の基礎資料とするため
- ・ 調査対象 令和元年（2019年）6月30日現在で満16歳以上の市民2,500人
- ・ 調査期間 令和元年（2019年）7月24日から8月23日まで
- ・ 有効回答数 1,193件
- ・ 有効回答率 47.7%

(2) 調査結果（吹田市文化芸術に関する市民意識調査報告書より抜粋）と考察

文化・芸術に対する関心の程度

文化・芸術に対する関心度を尋ねたところ、「関心がある」と「どちらかといえば関心がある」の合計が57.9%、「関心がない」と「どちらかといえば関心がない」の合計が18.9%、「どちらともいえない」が21.7%となっており、約6割の人が文化・芸術に対して関心を持っています。

性別、年齢別 文化芸術に対する関心の程度

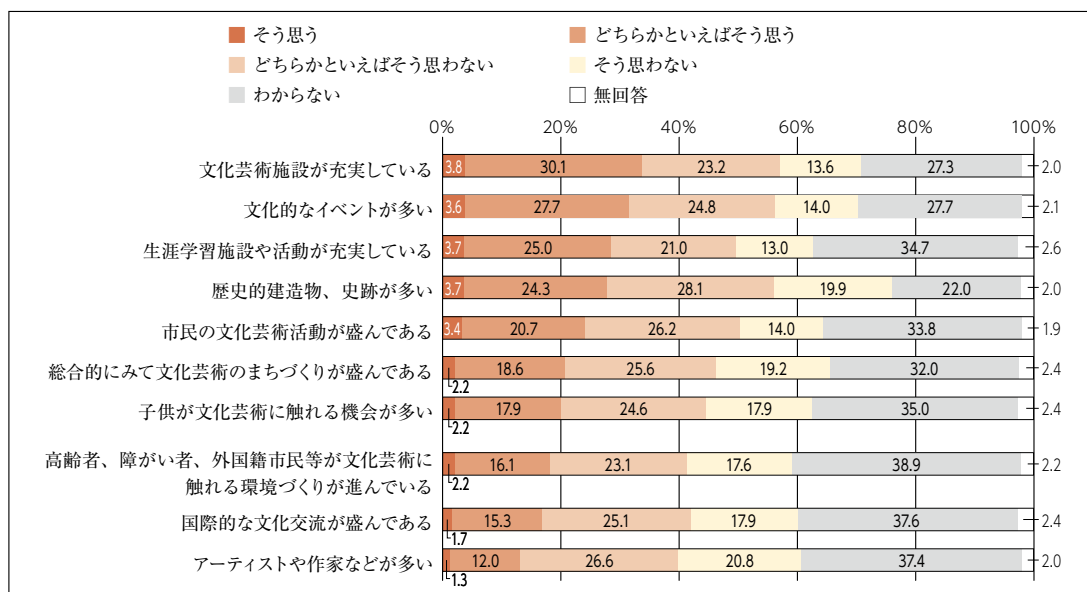


文化・芸術についての吹田市のイメージ

文化・芸術について吹田のイメージをたずねたところ、「文化芸術施設が充実している」「文化的なイベントが多い」「生涯学習施設や活動が充実している」などの項目に肯定的意見（「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計）が多くみられました。

一方、「子供が文化芸術に触れる機会が多い」では、肯定的な意見が20.1%に比べて否定的な意見（「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」の合計）が42.5%、「国際的な文化交流が盛んである」の項目には、肯定的意見が17.0%に対して否定的意見が43.0%、「高齢者、障がい者、外国籍市民等が文化芸術に触れる環境づくりが進んでいる」では、肯定的な意見が18.3%に比べて否定的な意見が40.7%となっています。

問：あなたは、吹田市のイメージとして次のことがらについてどう思いますか。



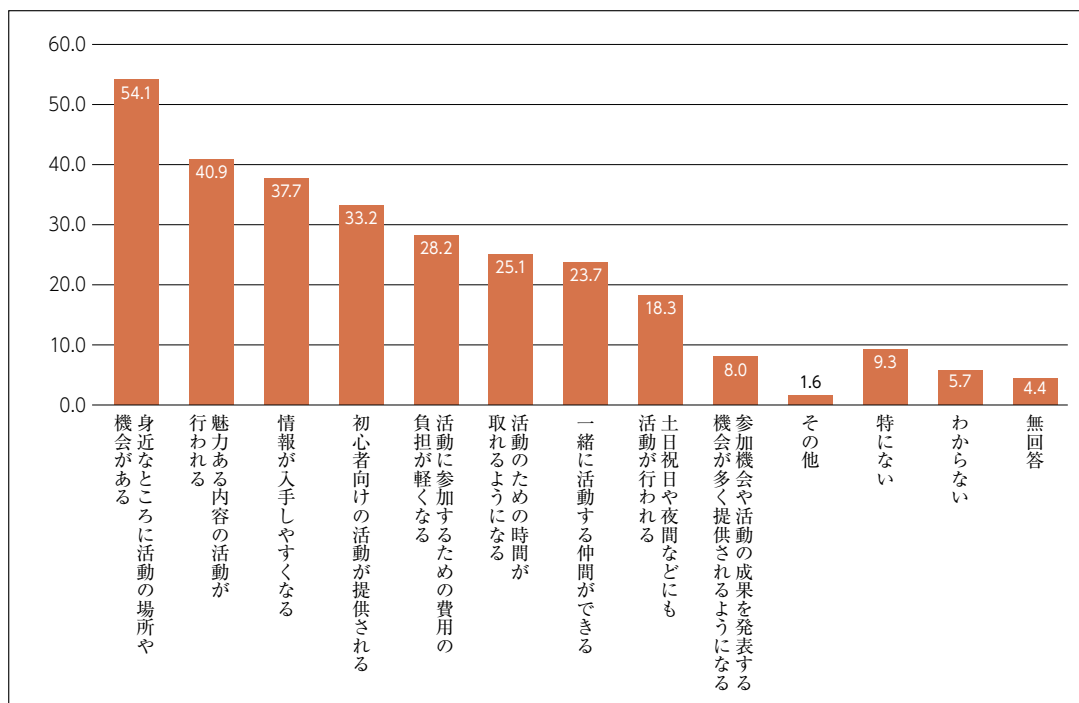
考察：施設の整備やイベント等の数については肯定的な意見が多くなっていますが、子供や、高齢者、障がい者、外国籍市民等が文化・芸術に触れる機会が多いかという問いについては否定的な意見が高くなっています。また、本市は留学生を含む外国籍市民が多いという特徴がありますが、国際的な文化交流が盛んであるかについても否定的な意見が多くなっています。

今後は、既存の施設やイベントを利用しながら、次世代を担う子供への機会の提供や、高齢者、障がい者、外国に文化的ルーツを持つ人等が文化・芸術に触れる機会を創出し、文化多様性をいかした共生社会の実現と、本市の魅力の創造に資する取組を増やす必要があります。

文化・芸術活動に参加しやすくするための環境改善について

「どうすれば文化芸術活動（鑑賞を除く）にもっと参加しやすくなると思いますか。（複数回答可）」との問いに対して、「身近なところに活動の場所や機会がある」が54.1%で最も高く、次いで「魅力ある内容の活動が行われる」が40.9%、「情報が入手しやすくなる」が37.7%となっています。

問：あなたは、どうすれば文化芸術活動（鑑賞を除く）にもっと参加しやすくなると思いますか。（複数回答可）

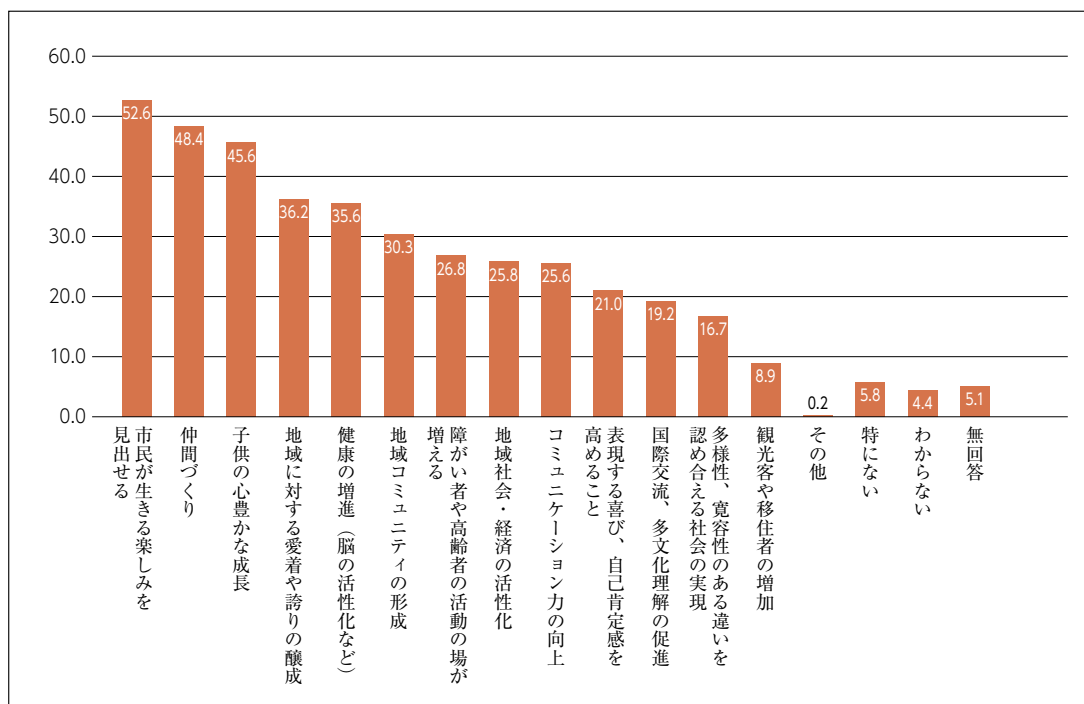


考察：身近な活動場所の充実や、魅力ある内容の活動の充実に加え、情報の発信方法についても活動に参加するために必要な要素となっていることが伺えます。また、年齢別に回答項目を比較すると、30歳代では上記の理由以外に、活動のための時間の確保や土日祝日や夜間での活動の実施についての回答が多くなっている一方、60、70歳代では「特にない」と回答した割合が一定数あることなどから、世代の実情に応じた施策を検討する必要があります。

文化・芸術の振興により地域社会にもたらされる効果として期待すること

「吹田市が文化芸術を振興することにより地域社会にもたらされる効果として期待することは何ですか。（複数回答可）」との問いに対して、「市民が生きる楽しみを見出せる」が52.6%で最も高く、次いで「仲間づくり」が48.4%、「子供の心豊かな成長」が45.6%、「地域に対する愛着や誇りの醸成」が36.2%となっています。

問：あなたは、吹田市が文化芸術を振興することにより地域社会にもたらされる効果として期待することは何ですか。（複数回答可）

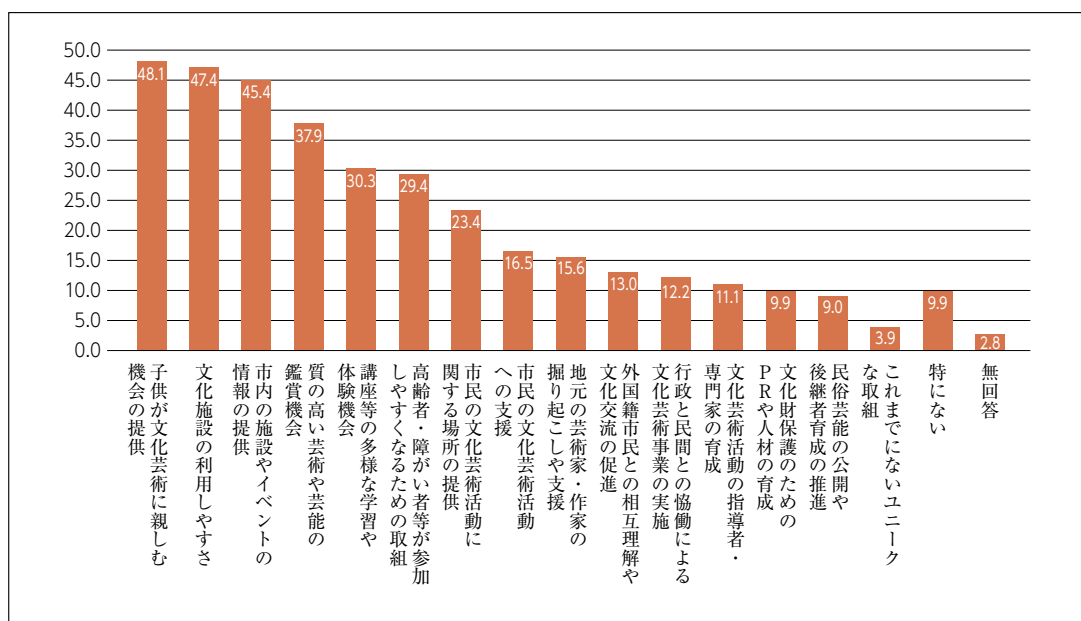


考察：文化・芸術の振興に期待される役割として、生きる楽しみを求める割合が高くなっています。また、仲間づくりや地域コミュニティの形成、地域に対する愛着や誇りの醸成に対する期待が高いことから、人と人とのつながりを育むような文化・芸術活動の充実が求められています。子供の心豊かな成長に必要な文化・芸術の鑑賞、体験のための機会の提供や、環境の整備も重要になります。一方で、期待する割合が低い項目に「多様性、寛容性のある違いを認め合える社会の実現（16.7%）」や「国際交流、多文化理解の促進（19.2%）」があり、本市の魅力を高めるためにも、文化・芸術の持つ社会包摂の機能について理解を深める取組を推進する必要があります。

文化芸術に関して市が取り組むべきこと

「吹田市が文化芸術に関して、どのようなことに取り組んでほしいと思いますか。（複数回答可）」との問いに対して、「子供が文化芸術に親しむ機会の提供」が48.1%で最も高く、次いで「文化施設の利用しやすさ」が47.4%、「市内の施設やイベントの情報の提供」が45.4%となっています。

問：あなたは、吹田市が文化芸術に関して、どのようなことに取組んでほしいと思いますか。（複数回答可）



考察：吹田市のイメージとして否定的な意見の多くあった子供への文化・芸術に親しむ機会の提供については、市として取り組むべき施策として答えた人の割合が非常に高くなっており、今後積極的に施策を推進する必要があります。また、文化・芸術活動に参加しやすくするための環境改善に関する項目で回答率の高かった施設の利用や情報の入手のしやすさについても、多くの人の利便性を向上するための新たな取組を検討する必要があります。



ティーンズクラシックフェスティバル



市民劇場 文楽



メイシアターリニューアルオープン記念公演

2 文化・芸術活動団体へのアンケート 平成29年度（2017年度）実施

(1) 調査概要

- ・ 目的 第2次吹田市文化振興基本計画の策定にあたり、文化・芸術活動団体の活動状況や意識を把握し、計画策定の参考とするため
- ・ 調査対象 平成30年（2018年）2月20日現在で市が把握している、吹田市を拠点として文化芸術活動を行っている団体
- ・ 調査期間 平成30年（2018年）3月1日から3月30日まで
- ・ 回答団体数 55団体

(2) 調査結果

団体の活動にあたっての課題について

問：団体の活動にあたって、どのような課題をお持ちですか。（複数回答可）

団体の活動にあたって、どのような課題があるかとの問いに、「会員の確保」が67.3%で最も高く、次いで「後継者不足」が29.1%、「人材育成」が25.5%、「活動場所の確保」が20.0%となっています。

市が行う文化振興施策について

問：市が行う文化振興施策として、どのようなことが重要だと考えますか。（複数回答可）

市が行う文化振興施策について何が重要かとの問いに、「市民等の文化振興の取組への支援」が54.5%で最も高く、次いで「文化施設の整備・充実」が38.2%、「市民の文化意識の高揚」が34.5%、「伝統芸能の伝承」が30.9%となっています。

今後の活動について

問：団体として、今後、どのような点に力を入れて活動を行っていきたいと考えられていますか。（自由記述）

主な意見等

■会員募集

- ・初心者の募集
- ・若手メンバーの勧誘
- ・募集方法の工夫

■後継者育成、文化の継承

- ・こども教室の充実
- ・指導者や団体幹部の人材育成
- ・教育現場との連携

■活動内容

- ・多世代が参加できる活動の展開
- ・技術の向上
- ・発表機会の継続

■普及啓発

- ・多くの市民が古典芸能や、文化芸術活動に触れる機会づくり

文化芸術基本法

(平成十三年法律第百四十八号)

改正 平成二十九年六月二十三日

目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 文化芸術推進基本計画等（第七条・第七条の二）

第三章 文化芸術に関する基本的施策（第八条—第三十五条）

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備（第三十六条・第三十七条）

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

- 2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

い。

9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(文化芸術団体の役割)

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

(文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務（文化財の保護に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の

制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭そ

の他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な

流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附則（平成十三年十二月七日法律第百四十八号）抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二十九年六月二十三日法律第七十三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。（以下略）

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

吹田市文化振興基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 文化振興基本計画（第7条）

第3章 文化の振興に関する基本的施策（第8条—第18条）

第4章 吹田市文化振興審議会（第19条）

第5章 雑則（第20条）

附則

大阪平野の北の一画を占める吹田は、旧石器時代以降の各時代の遺物が出土していることからわかるように、古くから集落が形成され、古墳時代の須恵器や、難波宮や平安宮の宮殿用瓦（かわら）等の古代焼物の生産地として重要な役割を担ってきた。また、神崎川が淀川と結ばれた平安時代以降は、その河港として栄え、北摂や丹波方面へ通じる陸路の要（かなめ）としても発展してきた。

明治以降は「ビールと操車場のまち」と言われたように、近代産業と鉄道網が発達してきた。昭和30年代以降は、千里ニュータウンが建設され、日本万国博覧会が開催され、高速道路のジャンクションが設置される一方で、丘陵縁辺には里山が残され、市街地には古い民家や社寺が残されるなど、それまで大阪の近郊農村であった吹田は、新旧文化を織り交ぜた多彩な顔を持つようになった。現在では、複数の大学や多くの文化施設を有する文化・芸術・学術都市となっている。

このように、吹田では長い間にさまざまな人々や物が行き交う中で、地域に根ざした文化が育まれてきた。また、文化施設等を活用して、市民が文化を享受するだけでなく、主役となってかかわっていく事業も、時代に先がけてすでに数多く展開されている。

文化は、人と人をつなぎ付け、ともに生きともに感じる喜びをもたらし、豊かなコミュニティの形成を促すものであり、私たちは、文化の担い手として、先人が培ってきた今日までの文化を守り発展させるとともに、新たな文化を創造し、次の世代に引き継いでいかなければならない。

市民一人ひとりが、歴史や文化を身近なものとしてとらえ、訪れる人にもそれを伝え、ともに文化の息づく感性豊かな自立のまちづくりを進めるため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化の振興について、基本理念を定め、市民、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、文化の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化の振興を総合的に推進し、もって豊かで幅広い文化が創造されるまちづくりを進めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例（第19条第5項を除く。）において、「市民」とは、本市に居住し、通勤し、通学し、又は集うすべての者をいう。

2 この条例において、「事業者」とは、法人その他の団体及び事業を営む個人をいう。

(基本理念)

第3条 市民、事業者及び市は、文化の振興に当たっては、文化を創造する主役は市民一人ひとりであるという認識に立ち、市民の文化活動における自主性及び創造性を十分に尊重しなければならない。

2 市民、事業者及び市は、文化の振興に当たっては、文化を創造し、これを享受することが人々の生まれながらの権利であることを踏まえ、市民一人ひとりが等しく身近に文化に触れることができるような環境の整備を図らなければならない。

3 市民、事業者及び市は、文化の振興に当たっては、やすらぎ、うるおい、やさしさ及び感性を大切にする文化の薫り高い都市環境の形成が図られるよう配慮しなければならない。

4 市民、事業者及び市は、文化の振興に当たっては、多様な文化の交流は相互の理解及び文化の発展を促進するという認識に立ち、これを積極的に推進しなければならない。

5 市民、事業者及び市は、文化の振興に当たっては、先人たちの努力によって培われてきた貴重な文化を市民共通の財産として受け継ぎ、大切に守り育て、さらに発展させるとともに、次の世代に引き継いでいかななければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、文化の担い手として、積極的に文化活動を展開する役割を果たすものとする。

2 市民は、市が実施する文化の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念に基づき、地域社会の一員として、自主的に文化活動を展開するとともに、市民の文化活動を支援する役割を果たすものとする。

2 事業者は、市が実施する文化の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、基本理念に基づき、国、他の地方公共団体、市民及び事業者と協力して、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する役割を果たすものとする。

2 市は、文化の振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

3 市は、市が実施する施策に文化の振興を図る視点を入れるよう努めるものとする。

第2章 文化振興基本計画

(文化振興基本計画)

第7条 市長は、文化の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化の振興に関する基本的な計画（以下「文化振興基本計画」という。）を定めるものとする。

2 文化振興基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的な文化の振興に関する施策の大綱

(2) その他文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、文化振興基本計画を定めるときは、あらかじめ、吹田市文化振興審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、文化振興基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、文化振興基本計画を変更する場合について準用する。

第3章 文化の振興に関する基本的施策

(市民の文化活動の機会の充実)

第8条 市は、市民が文化を創造し、発表し、又は鑑賞する機会の充実を図るため、文化に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化活動の充実)

第9条 市は、高齢者、障害者等が行う文化活動の充実を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化活動の充実)

第10条 市は、次代を担う青少年の豊かな感性及び創造性を育むため、優れた文化に触れる機会の提供、青少年が文化活動を行う場の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生涯学習の充実)

第11条 市は、生涯学習が文化を支える重要な活動であることを踏まえ、市民がその生涯の各時期を通じて自主的に学習するための機会の提供その他の生涯学習の充実を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(文化活動の担い手の育成)

第12条 市は、文化活動を担う人材及び団体を育成するために必要な施策を講ずるものとする。

(国内及び海外との交流)

第13条 市は、文化の向上を図るため、国内及び海外との文化の交流の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(大学との交流等)

第14条 市は、文化の向上を図るため、市内の大学及び学術研究機関との交流及び連携の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(伝統的文化の保存等)

第15条 市は、地域に残る文化財その他の伝統的文化を保存し、継承し、及び発展させるために必要な施策を講ずるものとする。

(文化環境の整備)

第16条 市は、文化施設の整備及び充実を図るものとする。

2 市は、既存の公共施設について、文化活動の場としての活用を図るものとする。

(文化的都市景観の形成)

第17条 市は、文化及び自然に配慮し、周囲の自然環境及び地域の歴史的景観と調和のとれた都市景観の形成に努めるものとする。

(顕彰)

第18条 市は、文化の振興に関し功績のあった個人及び団体の顕彰に努めるものとする。

第4章 吹田市文化振興審議会

(審議会)

第19条 本市に、吹田市文化振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、文化振興基本計画の策定その他文化の振興に関する重要事項を調査審議し、答申するものとする。

3 審議会は、文化の振興に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

- 4 審議会は、委員10人以内で組織する。
- 5 委員は、文化の専門家、学識経験者及び市民のうちから市長が委嘱する。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

吹田市文化振興審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、吹田市文化振興基本条例（平成18年吹田市条例第9号）第19条第8項の規定に基づき、吹田市文化振興審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の委嘱)

第2条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 文化の専門家 4人以内
- (2) 学識経験者 4人以内
- (3) 市民 2人以内

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、当該部会の会務を掌理し、当該部会における調査審議の状況及び結果を審議会に報告する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 6 部会の運営については、前条の規定を準用する。

(意見の聴取等)

第6条 審議会及び部会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、都市魅力部文化スポーツ推進室において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の意見を聴いて会長が定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第33号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第24号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月14日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

【吹田市文化振興審議会委員名簿】

委員任期

令和2年（2020年）7月1日～令和4年（2022年）6月30日

◎会長 ○副会長 肩書は令和4年3月31日現在

◎藤野 一夫（芸術文化観光専門職大学芸術文化・観光学部教授）

○大谷 羊子（脚本・演出家）

串崎 幸代（千里金蘭大学生生活科学部准教授）

咲間 稿一（音楽事業制作）

福留 和彦（大和大学政治経済学部教授）

藤原 学（吹田市文化団体協議会会長）

古矢 直樹（吹田市文化振興事業団副理事長）

米田 文孝（関西大学文学部教授）

天野 正夫（公募市民）

辻本 武彦（公募市民）

【吹田市文化振興審議会開催状況】

令和2年度（2020年度）

第1回吹田市文化振興審議会（令和2年8月27日）

案件 吹田市文化振興基本計画の計画期間の変更について（諮問）

令和3年度（2021年度）

第1回吹田市文化振興審議会（令和3年7月16日）

案件 第2次吹田市文化振興基本計画の策定について（諮問）

第2次吹田市文化振興基本計画について

第1回吹田市文化振興審議会作業部会（令和3年9月1日）

案件 第2次吹田市文化振興基本計画について

第2回吹田市文化振興審議会（令和3年9月24日）

案件 第2次吹田市文化振興基本計画について

第2回吹田市文化振興審議会作業部会（令和3年10月6日）

案件 第2次吹田市文化振興基本計画について

第3回吹田市文化振興審議会作業部会（令和3年10月22日）

案件 第2次吹田市文化振興基本計画について

第3回吹田市文化振興審議会（令和3年11月12日）

案件 第2次吹田市文化振興基本計画について

第4回吹田市文化振興審議会（令和3年11月19日）

案件 第2次吹田市文化振興基本計画の策定について（答申）

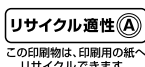
吹田市文化政策ビジョン

—第2次吹田市文化振興基本計画—

令和4年（2022年）3月

発行：吹田市
編集：都市魅力部文化スポーツ推進室

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号
TEL 06-6384-1231（代表）



この「吹田市文化政策ビジョン—第2次吹田市文化振興基本計画—」は800部作成し、1部当たりの単価は422円です。森林認証紙と植物油インキを使用しています。

